

核家族と恋愛の歴史

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and
Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

問題点・解析手法・言葉の定義

- 軸：
 - (1)個人が他の個人をどう捉え、どういう振る舞いをしたか
 - (2)個人が、神との関わりで、また社会・国家組織との関わりで自分自身をどのように捉えたか
- 見通し：
 - (1)個人間に距離があり、敬意もある家父長→情感個人主義
 - (2)情感個人主義→近代家族
 - (3)近代家族の特徴
 - 情感を通じた絆→近隣と縁者の薄い関わり
 - 個人の自律への強烈的な思い入れ
 - 幸福追求自由への個人的権利
 - セックスを罪との切り離す
 - (4)近代家族は1750年までに確立
 - ただし英国の上流・主要中産階級
 - (5)家族の流れ
 - 家父長制→近代家族→家父長制→近代家族（19世紀末から。労働者階級にも広がる）

英国の階層構成

- 6階層
 1. 宮廷貴族
 2. 大地方郷士
 3. 教区郷士
 4. 商業・専門職種のエリート
 5. 町や田舎の小地主
 6. 日雇い労働者
 7. 不労者
- 相互不浸透
- 階層間の移動は少ない→政治・生態・経済・宗教の影響もまちまち

証拠と解釈

(1) 文献を盲目的に信じるのが事実の再構成ではない

- 1. 記録者は事実を記述していない
- The nineteenth-century fetishism of facts was completed and justified by a fetishism of documents. The documents were the Ark of the Covenant in the temple of facts. The reverent historian approached them with bowed head and spoke of them in awed tones. If you find it in the documents, it is so. But what, when we get down to it, do these documents - the decrees, the treaties, the rent-rolls, the blue books, the official correspondence, the private letters and diaries - tell us? No document can tell us more than what the author of the document thought – ⁽¹⁾what he thought had happened, what he thought ought to happen or would happen, or perhaps ⁽²⁾only what he wanted others to think he thought, or even only what he himself thought he thought. None of this means anything until the historian has got to work on it and deciphered it. The facts, whether found in documents or not, have still to be processed by the historian before he can make any use of them: the use he makes of them is, if I may put it that way, the processing process.
- E. H. Carr: [What is History? \(1961\)](#)

(2) 個人の特異性が出てしまい、一般化できない

【(3) 自分自身が置かれている価値観から自由ではあり得ない】

定義

- 家族：ひとつの屋根の下で暮らしている、血縁のあるもの同士
- 親類：血縁あるいは結婚によって関係している現に生きている人間で、相互に信義を負っている。
- 世帯：ひとつの屋根の下で暮らしている人全員。家族以外人間は、家長に従属する
- 世帯の機能：社会の攪乱分子を吸収統合
- 家系：血縁あるいは結婚によって関係している人間で、過去の人間も含む
-

結婚の歴史経緯

- **11世紀前**
- 一夫多妻は一般的→離婚簡単→情婦も多数
- 二家族間の財産にかかわる私的契約
- 財産のない家族では、二個人間にかかわる私的契約
- 教会儀式は贅沢→離婚と再婚は広範囲で行われる
-
- **13世紀以降**
- 一夫多妻は一般的→離婚簡単→情婦も多数
- 二家族間の財産にかかわる私的契約
- 財産のない家族では、二個人間にかかわる私的契約
- 教会が婚姻法を管轄する→一夫一妻→離婚原則不可→姦淫の禁止と罰則→非嫡嗣子の財産相続権無視
-
- **1754年以前の結婚手続き**
- 財産に関して、両親間で書面による法律文書取り交わし
- 証人を交えた、口頭による「婚約」(spousal/contact)
- 婚姻公示
- 教会での結婚式→相互同意が公に立証→教会の祝福
- 肉体の交わり

イングランドの結婚宣言

- 「未来形の言葉を使って」：
- 肉体の交わりがなければ、双方の了解により解消可能
-
- 「現在形の言葉を使って」：
- 解消不可能

- 1604年教会法
- (1)双方の内の一人在所属する教区の教会で午前8時から正午までに行う
- (2)21歳以下の結婚は、両親あるいは後見人の同意が必要
- しかし実際には、聖職者は金を取ってすぐに結婚させた。

ハードウィック結婚法（1753年）

■ 新规定

- (1) 教会の結婚式のみが法的に有効
- (2) 結婚は教区教会記録簿に記載し、双方が署名する
- (3) 1604年教会法の規定で無効とされた結婚は無効
- (4) 結婚法の執行の管轄は、教会裁判所ではなく
- (5) 違反した聖職者は、「14年間の国外追放」(14 years' transportation)

■ 制定目的

- 身分違いの結婚を防止し、結婚の商業化も阻止→教会結婚式はサク
ラメントではない。→公共善のために法的規制を受ける契約
- →結婚の世俗化
- →個人の幸福は国法によって達成する
-
- 重婚を防ぐ

離婚と再婚

■ 離婚は再婚を許さない

- 不倫ゆえの離婚であっても、双方は再婚できない
- ←ただし、失踪して再婚という抜け道があった

■ 離婚事由

- すでに他者と契約を結んでいた
- 『レビ記』で結婚を禁じられた親等 (Lev. 18: 6-18)
内での血族
- 四年以上の男性側の性的不能
- 七年間の不帰宅と不音信

■ 再婚禁止

- 貴族にとって不都合：妻が不倫で離婚した場合、夫は家系を残せない

人口から見た事実 結婚

- 三つの目的
 - (1)男系の連続を維持→多産
 - (2)資産の保持→長子相続→次三男・女の晩婚化
 - (3)資産の増加と政治的連帯個人→高額の婚資
- (2)と(3)を折衷させる手段と歴史変化
 - 娘：修道院→カトリックの処女重視
 - 息子：軍隊か聖職者
 - 修道院廃止（1534年）→折衷手段が非有効
 - 17-18世紀には独身率が上昇

晩婚

- 中産階級の晩婚化（16世紀→17世紀）とその理由
- 次三男：25歳→26歳
- 次三女：25歳→27歳
- …
- (1) 丁稚奉公期間の延長
- (2) 貯蓄の必要（？）
-
- 晩婚の影響
- 性欲抑圧による社会の欲求不満
- 出生率を低く抑える
- 家族は偶然ではなく連続的（父母の死亡から結婚）
- 結婚期間の短期化

家族の特徴

- 一過的な交わり←現代の離婚はこれを実践
- ヴィクトリア朝が結婚期間が最長
- 子どもが成人した後の夫婦の期間が短い
- 再婚が多かった
- 親子関係は希薄。成人前に両親のどちらかが死亡
- 老いた両親の面倒は見なくて済んだ

出産

- 子沢山は幻想

- (1)4人程度、多くても8人
- (2)出産の間は24-30ヶ月→母乳による避妊期間
- (3)金持ちは貧乏人より子沢山←若い娘との結婚と頻繁な再婚＋母乳育児の不要

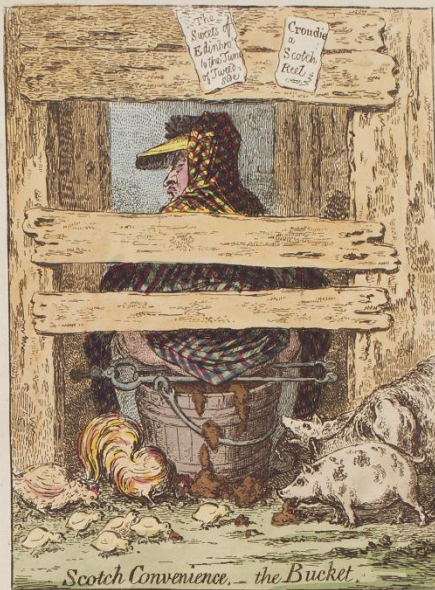
死

- 低い寿命

- (1)32歳（1640年代）
- (2)1-5歳までを分母として、一歳児の死亡率18%
- (3)子どもは、命名法からわかるように、固有の価値ある存在ではなかった
-
- 事情変更は1750年頃から起こる。→幼児死亡率の低下
- (1)男性の助産師と鉗子の発達
- (2)牛乳
- (3)洗濯しやすい木綿衣料
- (4)工業化に伴う子供労働への需要
- (5)疱瘡への予防接種
- (6)糞尿への規制→水洗トイレ



English Convenience - the Water Closet.



Scotch Convenience - the Bucket.



French Convenience - le Commodites.



Dutch Convenience - the Luake.

J. G. d. d. f.

NATIONAL CONVENIENCES.

Printed and Sold by W. H. and J. G. in the Strand.

核家族と恋愛の歴史 (2)

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

第3章 家族の特徴：結婚観の大変化

- The Lady's Magazine 5号(1774)の結婚目的の見解[表面の公式見解]
- 夫婦が愛し合うことではない
- 公民社会の義務を果たすこと

近代結婚観の先入観

- 金・身分・権力のための結婚と、愛情・性的魅惑に惹かれる結婚とは別種
 - 愛情は二義的
 - 性的魅惑は一過的なもの
- 愛情のない性的結びつきの結婚は不道徳。金のための結婚は売買春と同じ
- 個人による幸福追求は絶対善で、それは集団の絶対善でもある

構造と価値：16世紀までの家族 (貴族)

- 多孔性porosityのため、家族はネットワークの一結節点
- 貴族階級は親類と他の貴族→家系・財産・身分の保持のため
- それ以外の階級は近隣の人たち

長男相続（長子相続）：ネットワーク維持のための生命線

- 家系存続のために早期結婚
- 次男・女以下は財産・身分相続不可
- 長男は父の死を待つ影の存在

構造と価値：16世紀までの家族（庶民）

- 長子相続であっても遺産は息子に分割贈与
- 近隣者による相互監視システム
- 荘園裁判所（manorial court）

情感関係：社会

- 関係資料が稀少なので、「私の印象」を述べる
- 肉体への暴力は、家庭内よりも家庭外で当時は多かった
 - 家庭内での感情的絆は薄かったから、あえて争う気にはなれなかった
- <友人>：感情的絆がある人ではなく、安心して関われる人間
 - “someone who could help one on in life, with whom one could safely do business, or upon whom one was in some way dependent”.
- 他者に対する心理的麻痺状態
 - 死別経験が多い、新生児期の身体拘束、結婚における子供意志の無視
 - [ニューギニアのMundugumor人](#)

情感関係：家族 互換可能なメンバー構成

- 結婚からの幸福への期待度は低い
 - 家庭内での共有時間が少ない
 - 出産後の寿命が短い
 - 夫婦のあり方：“they lived very disagreeably but had many children” (William Stout)
- 子供が家庭内にいない→子供にはホームベースがない
 - 新生児は12-18ヶ月は家の外で乳母に預けられる
 - 二歳以降は子守・家庭教師が担当、後に寄宿学校
 - 上流階級以外は、10歳代で召使いなど奉公
 - 子供との関係：“I have lost two or three children in infancy, not without regret, but without great sorrow” (Montaigne)
- 次男・女は財産を食う虫→長男と他の子どもたちの敵対

第4章 縁戚関係、恩義関係、共同体の衰退

- 変化の特徴：核家族の中核が精神的結びつきをもつようになる
 - 核家族の境界の明確化
 - 土地が資産の社会原理において、縁戚・恩義が重要な軸でなくなる
 - 国家権力が強くなり、縁戚・恩義にとってかわる
 - ピューリタンによる結婚聖化と家庭の教会化
 - 愛情による結婚が増えていく
 - 父権が強くなり、妻の縁戚が家庭に干渉しなくなる

地主階級：家族外の人間関係の断片化

- いとこ関係が薄くなる
- 歓待hospitalityが、食堂の私的化とロンドン滞在の長期化で衰える
- 壮大な葬儀や復讐vendettaが行われなくなる
- 政治党派でも、縁戚関係は薄くなる
- 便宜は、父から子、叔父から甥へだが、金と能力も重視される

中産階級：縁戚関係が薄くなる

- 叔父・伯父との結びつきは相変わらず強い
- 商人は仲間との結婚を望む
- 銀行が親戚を代替する

変動の原因：「縁の社会」 lineage society から「公民の社会」 civil societyへ

- 改革期：1560-1640年
- 縁戚関係強化が持つ弊害
 - 異なった縁戚同士の競合
 - 地域ごとの統治権力が容認
 - 裁判（陪審員制度）が機能しない
- チューダー朝以降の「国家高揚」政策の成功
- ピューリタンによる結婚聖化と家庭重視
 - 愛情が結婚には必要
 - 両親の経済的判断による結婚は不当
 - 子供は両親の意志に従順であるべき
 - (ア)(イ)と(ウ)の間で葛藤が生じる
- 国教会成立は、カトリック的思考の枠組みを崩し、個人が神と向き合うようになる
 - 家庭の祈祷書が普及

下流階級：宗教の浸透による規律

- 大執事法廷archdeacon's courtあるいは警吏constableによる懲罰が、不倫防止に動く
- 救貧の税制が確立し、困窮の救いは公の手に移る

核家族と恋愛の歴史 (3)

第5章 家父長制の強化

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

家父長制

- “Whoever, therefore, does desire or purpose to be a good wife, or to live comfortably, let her set down this conclusion within her soul:—Mine Husband is my Superior, my Better; he has authority or rule over me; nature has given it to him, having framed our bodies to tenderness, men's to more hardness; GOD has given it to him”
- Whately, *The Bride Bush* 1617, p.36.
-
- 家父長制：19世紀の思想産物
- 考案者：人類学者モーガンとメイン
- 反論（20世紀）：人類学者ミード、考古学者ギンプタス
- 批評：Pierre Bourdieu, *Masculine Domination*

家父長制移行への一般原因

- 核家族と個別世帯の重視→夫・父の専制的権威増加と連動
- 変数
 - 国民国家主義による国民意識高揚（×地域優位）
 - 新教会による家庭の聖化→父・夫＝聖職者
 - 国王＝父、臣民＝子供という理念の浸透
- 変数がシフトした
 - 中世：肉体的力と法的権威
 - 近代：父権の正当性が（イ）①②により確保される
- 新変数
 - 家父による土地の自由処分が可能になる
 - 家父による財産操作が子供に影響力

家父長制下の親子関係（1）

■ 許容範囲

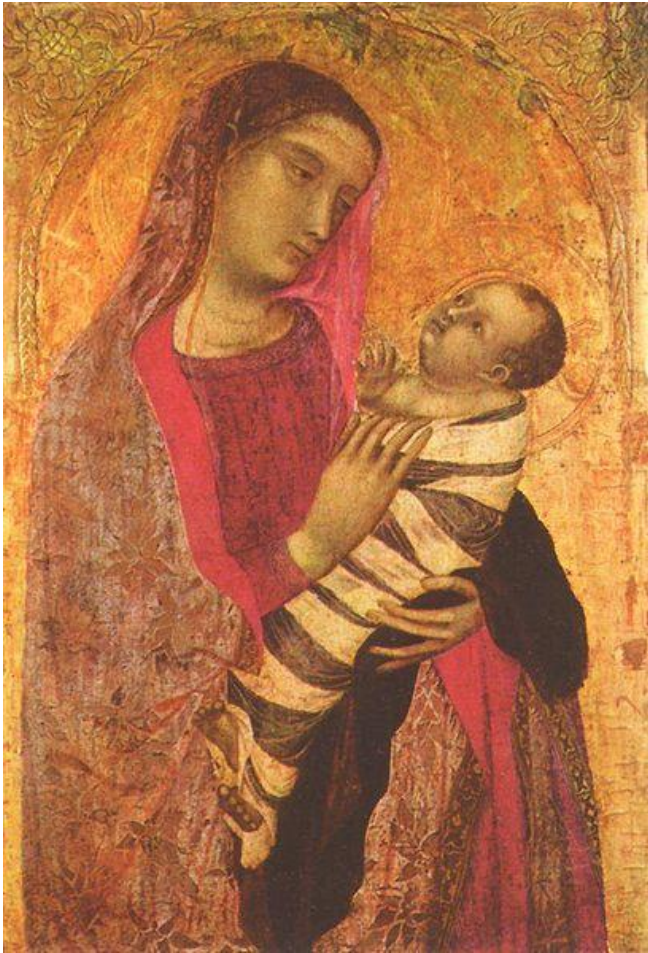
- 排泄行為：トイレがなかった
- トイレット・トリーニングがなかった→括約筋は自分でコントロール
- 稚児(2-7歳)として性的対象

■ 抑圧範囲

- ミイラ巻きによる身体拘束
- 幼女子はコルセット
- 子供の意志は親への徹底従属
- 学校教育はむち打ちの場（尻を笞で打つ 手口をへらで打つ）←聖書外典や「箴言」による



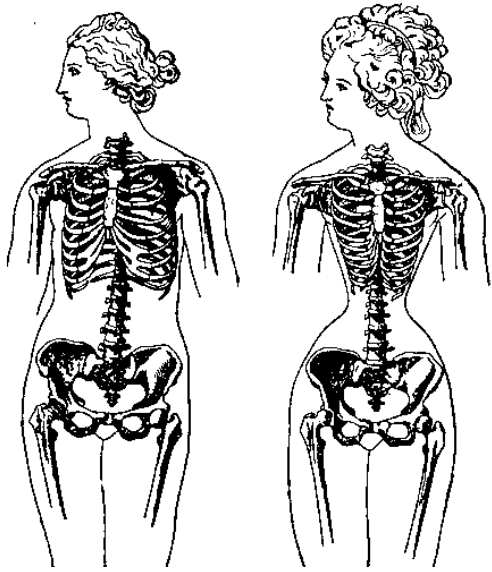
The Cholmondeley sisters and their
swaddled babies 1599-1603



[Ambrogio Lorenzetti's
Madonna and Child](#)
(1319)



Elizabeth Clarke Freake and Baby Mary,"
Unknown artist, about 1671- 1674,
American



家父長制下の親子関係（2）

- 親子の感情
 - 親への恐怖と憎しみ
 - 子供を抑圧するため、死と地獄行きへの恐怖を喚起
 - 子供は罪を背負った存在
- 子供の職業選択と結婚を親が握る
 - 第五戒「汝の父母を敬え」（「出エジプト」20:12）
 - 子供は親の財産
 - 妾と感情的絆を持つ
 - 後見権wardship
 - 息子は相手の容姿を理由に結婚拒否もできた

夫婦関係

- 夫婦は一体だが、夫の一部→妻になると法的主体でなくなる
“Matrimony, to a Woman, worse than Excommunication, in depriving her of the benefit of the Law” Wycherley (1677)
- 女性の理性・感性への疑い
 - “Women are the purgatory of men's purses, the paradise of their bodies, and the hell of their minds; marry none of them. Women[340] are in churches saints, abroad angels, at home devils.” George Wilkins, “The Miseries of Inforst Mariage” (1607)
- 女性の絶対的服従
 - 柔和を女性の絶対的美徳
- 私的実態は(ア)とは異なっていた
 - 宗教的異議申し立て
 - 物価騰貴抗議
- 妻は広義の家事労働を行った。しかし身分は低かった

女性教育

- 一時的に古典教育興隆 1520-1560
- 流ちょうなフランス語の一般化
- “In French you cannot be too cunning, for that language affords many admirable books fit for you, as romances, plays, poetry, stories of illustrious (not learned) women, recipes for preserving, making creams and all sorts of cookeries, ordering your gardens, and in brief all manner of good housewifery.”
- (Sir Ralph Verney, letter of 27 July 1652 to his goddaughter Nancy Denton, in Frances Parthenope Verney (ed.) *Memoirs of the Verney Family* (1892-9), iii. 73-4)
-

結論

- 父権強化は親類ネットワークが崩れたため
- 価値転換期を迎えた16-17世紀
 - 価値の内面化
 - 期待の地平の内面化

核家族と恋愛の歴史 (4)

第6章 情感個人主義の発達

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

個人意識と所有権を伴った個人

- “To every individual in nature is given an individual property by nature not to be invaded or usurped by any. For every one, as he is himself, so he has a self-propriety.”
- Richard Overton, [*Arrow against all Tyrants*](#) (1646) , pp. 68-69.
-
- TO understand political power right, and derive it from its original, we must consider, what state all men are naturally in, and that is, a state of perfect freedom to order their actions, and dispose of their possessions and persons, as they think fit, within the bounds of the law of nature, without asking leave, or depending upon the will of any other man.
- John Locke, *The Second Treatise of Civil Government* (1690) CHAP. II. [Of the State of Nature Sec. 4.]
 - 【実際に行ったことは、貴族・王党派の財産を没収することであった。Edmund Burkeによる批判は痛切。同じ現象は、フランス革命でも起きている。ル・ボン『群集心理』】

社会

1. 社会全体は、古い歴史のゆえに尊重されている上下関係に根ざした礼儀社会
 2. しかし礼儀社会のために政治機構は弱体のままでも成り立った。
 3. 逆にいうと、礼儀への尊重が消えれば政治的混乱が生じるという恐怖があった。
 4. 地主エリート階層の「自由な個人」という発想は、この尊重が壊れない、壊さない限りで護持された。
 5. なぜなら、「自由な個人」は子供の親に対する尊重、妻の夫に対する尊重を崩しかねないから。
- バーク (Internalized respect for social discipline)
 - 政治上の自由は、社会規範への尊重を自己が内的に抱くという自立訓練を伴ってはじめて成り立つ。
 -

個人主義の起源

1. 個人の個性に対する関心が高まり、内省が深まる
2. 個人の自律への要求があり、個人のあり方
privacyについて他人から干渉されないことが尊重される
3. 社会が回っていくことを阻害しない限りで、自己表現し自己の意志を働かせることが尊重される
4. 従順を必要以上に要求することは道徳的に誤っている
5. 社会秩序や政治目的を達成するために個人を操作するのは道徳的に誤っている

個人主義の基盤

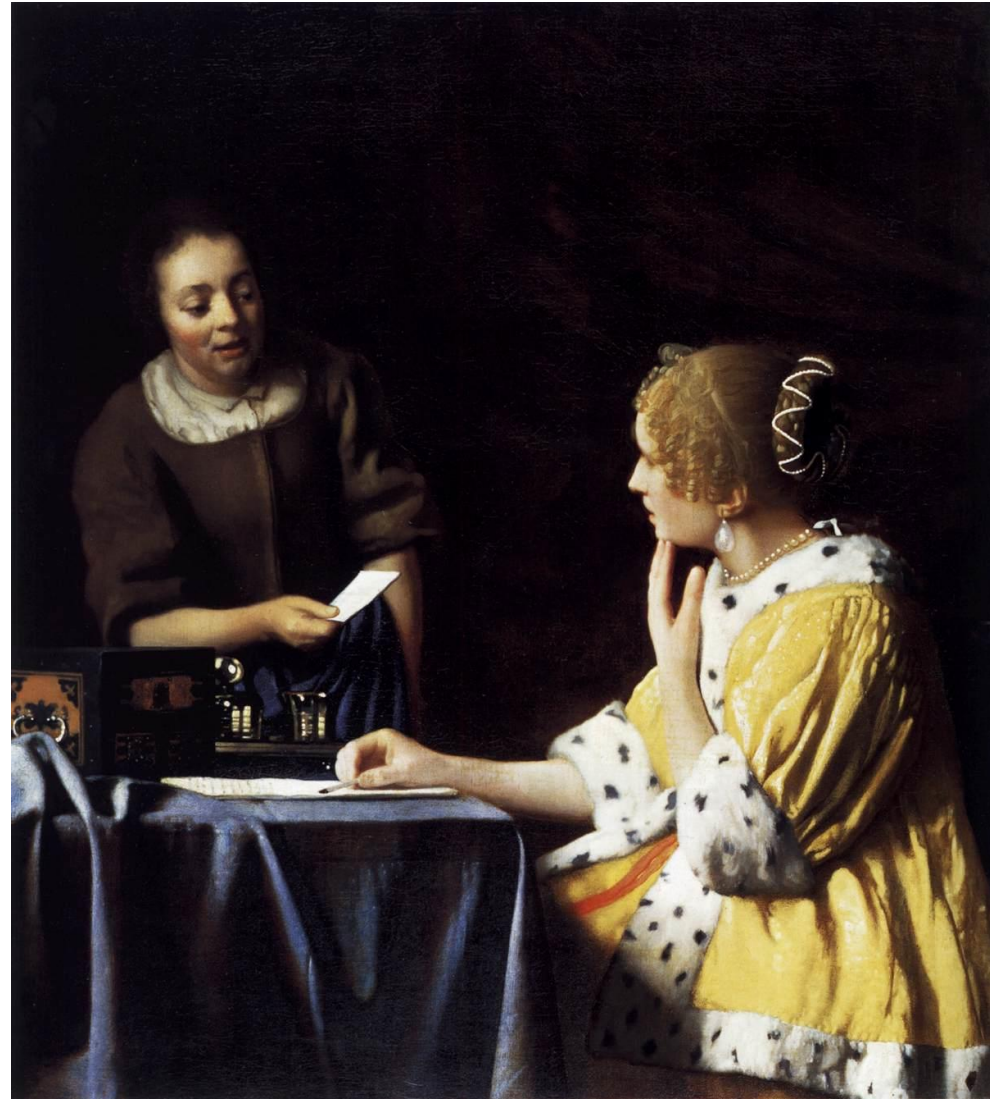
- 社会の要求よりも個人の便益を上位に置くナルシシズムと自己中心主義。
- 1の基盤：自己の罪意識と自己の救済。ただしこれは、他人の個性や個人のあり方への尊重にはならず、他人の罪を暴露し罪から外れることへの抑圧として機能する。
- 2の基盤：秩序を安寧に保つために、多様性を許容し、感覚の喜びを肯定する精神的態度。

社会の中の情感個人主義

- <自己への関心>
- 世俗ルネッサンス：英雄としての個人という理念
- カルヴィニズム：宗教的内省
 - 具体例：墓が、個人を浮き立たせない紋章付きの家族墓から、紋章付きの個人の胸像へと変化する。
- 読書と日記の習慣
 - 読書は自分と本との対話となり、新しい感性を培うコミュニケーション手段となった。



VERMEER, Johannes
Girl Reading a Letter at an Open Window
1657
Oil on canvas, 83 x 64,5 cm
Gemäldegalerie, Dresden



VERMEER, Johannes
Lady with Her Maidservant Holding a Letter
c. 1667
Oil on canvas, 89,5 x 78,1 cm
Frick Collection, New York

個人の自律への要求

- 身体・精神への規制を拒否する
 - 例： Lord BurghleyによるWhitgift審問への反対：
宗教意見＝windows into men's souls
- 時代の流れ：
 - (1)国家が、財産を所有している人間の所有権を侵害することから守る「バランスのとれた憲法」がかつての歴史の中で存在していた。
 - (2)この「憲法」に忠実に従うべきだというイデオロギー。
 - (3)権利請願The Petition of Rights (1628) からこのイデオロギーが確立し、権利章典Bill of Rights (1689) において定着。

定着するイングランド 保守（自由）主義

- (1)国は財産を持つ男子から成っている。それ以外の間人は召使である。
- (2)議会の業務は、人間としての自由と人間としての卓越性を基礎づけている財産を、干渉されないものとして保持することにある。
- (3)とはいえ政府の業務は統治にあり、政府は正統な権威である。
- (4)政府が統治するとは権力をふるうことであり、権力は権利の侵害を伴うのが自然である。
- (5)この(4)を防ぐために、政府を支えることよりも、(1)の人々によって監督することの方がより重要である。
- (6)この(5)をメカニズムを保つことで、(2)における財産保持が確保され、また財産保持こそが政治の究極の善である。
- (7)財産を持つ男子は、宗教信条よりも人間としての道徳的正しさに価値をおく。



William Hogarth,
*Credulity, Superstition, and
 Fanaticism in Enthusiasm Delineated*
 (1762)

CREDULITY, SUPERSTITION, and FANATICISM.

A M E D L E Y.

Believe not every Spirit but try the Spirits whether they are of God: because many false Prophets are gone out into the World.
 1. John. Ch. 4. V. 1.

Design'd and Engrav'd by W. Hogarth.

Published as the Act directs March 3rd 1762.

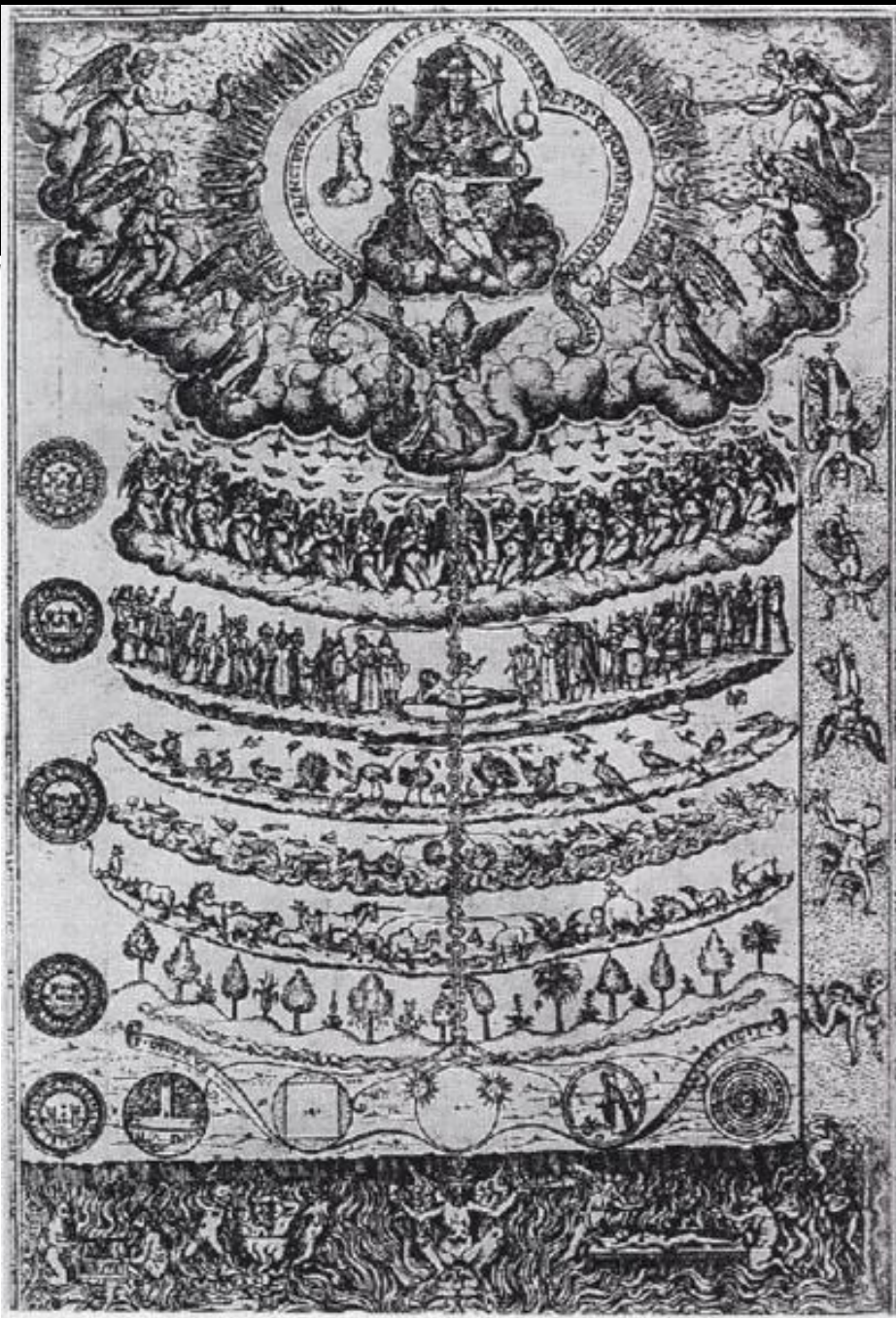
時代の雰囲気

- 後楽から世俗的快樂の追求
- 人間は環境を支配でき、支配は人間にとって有用な環境を作り出す→聖書の版数が停滞
 - 例
 - 王立科学院の発展
 - 天然痘の予防接種が可能

時代の雰囲気

- 聖書の記述や聖職者の権威への軽視→聖書の版数が停滞
- <存在の大いなる鎖>への疑問
- →人間は互いに<支配・上位—追従・下位>という相互依存のネットワークにはいない。
→人間は個物として、自分の選択するように振る舞える





Didacus Valades,
Rhetorica Christiana
(1579) .

<所有操作の個人主義>

Possessive individualism

- 天然痘の予防接種が可能→個物は操作可能な対象となる→妻は交配する仲間、子供は訓練する対象
- **Individualism**が確立→現世価値への肯定
- コモンズの私有化容認 + 怪しげな販売企業の容認

- 残酷さへの反感
- 他者に対する思いやりbenevolence

核家族と恋愛の歴史 (5)

第6章 情感個人主義：家父長制への攻撃

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

家父長制への攻撃

- ロック 『統治二論』 （1689年） 第2編82-83節
 - ものごとの決定権は夫にある
 - しかし国王と臣民の関係は、王が善をなす限りにおいて臣民は自発的に服従する。

ロックの契約論が夫婦関係にまで言及される

- 王と人民の関係の議論が正しいなら、どうしてそれが夫と妻にも当てはまらないのでしょうか」 Vanbrugh, [The Provoked Wife \(1697\)](#)
- 「受動的服従の転嫁先を男性の皆さんは私ども女性にいたしました。……この古めかしい議論は俺たちは当てはまらない、馬鹿げたものだと言いながら、女どもにぴったりなのです」 [メアリー・チャドリ](#)
- 「国家には絶対に服従させる支配権が必ずしも備わっていないとするなら、それがなぜ家庭にも当てはまらないのでしょうか。家庭に当てはまるのが、どうして国家に当てはまらないのでしょうか。」 [メアリー・アステル](#)
 - ↓
- <いかなる組織も契約関係から成り立っている>という発想の浸透 William Fleetwood
 - ↓
- 妻が夫に「従順で屈服する」が、夫は妻を愛し、愛情と忠誠を抱く。

愛情を伴った性欲充足

-
- 個人が幸福を追求することは善である→公共善につながる
- 結婚；男性の情感と性欲とを同時に満たすための制度。性欲を満たすための人為的に必要な装置ではない。
- ↓
- 「情感と性欲とを同時に満た」さない結婚は、結婚と呼べない。
- 両親が結婚に介入する余地が減る。
- 【これはStoneの議論が不適切。むしろ“prudence”が鍵。
- 例“I cannot be passive, when my Virtue is at Stake!”
Samuel Richardson *Pamela*】

ロック 契約論

- ロック『統治二論』（1689年）第2編82-83節
- ものごとの決定権は夫にある
- しかし国王と臣民の関係は、王が善をなす限りにおいて臣民は自発的に服従する。
-
- ロックの契約論が夫婦関係にまで言及される
- 「王と人民の関係の議論が正しいなら、どうしてそれが夫と妻にも当てはまらないのでしょうか」 Vanbrugh, [The Provoked Wife \(1697\)](#)
- 「受動的服従の転嫁先を男性の皆さんは私ども女性にいたしました。……この古めかしい議論は俺たちは当てはまらない、馬鹿げたものだと言いながら、女どもにぴったりののです」 [メアリー・チャドリー](#)
-
- 「国家には絶対に服従させる支配権が必ずしも備わっていないとするなら、それがなぜ家庭にもあてはまらないのでしょうか。家庭にあてはまること
が、どうして国家に当てはまらないのでしょうか。」 [メアリー・アステル](#)
- ↓
- <いかなる組織も契約関係から成り立っている>という発想の浸透
William Fleetwood
- ↓
- 妻が夫に「従順で屈服する」が、夫は妻を愛し、愛情と忠誠を抱く。

厳格継承的財産設定 strict settlement

- 家父は、家父の期間中だけ財産を管理する存在におとしめられる。
- 妻の財産権への配慮がなされるようになる。
- 次三男・女にも財産が分与が保障される。
- **厳格継承的財産設定**(証書); 厳格継承的不動産処分(証書)[Habakkukの翻訳]
- Settlement*(継承的財産設定)のうち男子直系卑属の血統に土地の承継を固定する目的で設定されたもので、通常世代ごとに繰り返される resettlement*(継承的財産再設定)等によつて永続性が担保され解消不能の状態を生むため、とくにこのようにいう。17世紀中葉に発生した。さまざまな設定形式があるが、通常は婚姻(marriage*)のさいに設定され、夫にlife estate*(生涯不動産権)、その夫婦の長男にremainder intailmale、次男以下に後順位のremainder intailmaleと、男子直系卑属の系列にremainder*(残余権)を連続的に設定するとともに、これらのcontingent remainder*(未確定残余権)をpreserveするtrustee*(受託者)を定めておくという仕組みがとられた。それとともに、この承継順位から排除される妻または長男以外の子等のため、jointure*(寡婦給与産)もしくはportion*(分与産)とよばれる給付のためのrent charge*(地代負担)が、その土地の地代収益に対して賦課される条項がおかれるのが例であった。Familysettlement*(家族間継承的財産設定)ともいわれた。(田中秀夫編『英米法辞典』岩波書店)

家父長の後退

- 家族そろっての祈りが消滅
- 「現在では家族に宗教が見られなくなっ
てしまった」 (James Boswell, 1788)
-
- プライバシーの確保
- 廊下の誕生、寝室の二階化、召使いの別
宅住居化、＜礼儀正しい言動＞civilityの普
及

変化原因のまとめ

- 17世紀後半から、快樂追求の個人主義が、環境（経済と技術発展）からも整ってくる。
- 心の欲求を満たすことが是認。
- 封建制の絆が崩れていき、「自由で独立している」雰囲気好まれる。

変化の流れ

- 商工業者(地主・農家・俸給生活者に対する語)が勃興。
- 気質は、儉約、勤勉、高潔、教育熱心、上昇志向→自己依存と自律
- 豪族[ある地方の最も有力な土地持ち]に、商工業者の精神が浸透していく。
- 宗教信条を互いに認め合う寛容が広まる。
- 子供は原罪を背負っていても、子供の心は書き込み可能な「石板」tabula rasa状態。
- 理性と欲望とは、公共善という同じ方向に向かっている。

核家族と恋愛の歴史 (7)

第8章 仲間結婚 (2)

第9章 親子関係 (1)

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

初期フェミニズム運動

- 内乱期(1642):女性による政治デモ（英国史上初）：政体の変更要求
- 内乱期(1649):女性による政治デモ：水平派の解放要求
- ウィリアム3世・メアリ女王共同統治(1689-1702)：著名フェミニストの誕生
 - [Hannah Woolley](#)（[女性の教育書](#)）
 - [Aphra Behn](#) (初の女性職業作家)
 - [Mary Astell](#) (初のフェミニスト)
 - [Lady Chudleigh](#) (男性優位社会への告発)
 - “Value yourselves and men despise: You must be proud if you’ll be wise.”

女性教育

- 女性は教育が欠けている→教育によって女性は男性と知的には同等になる
- 教育の内容は、女性にふさわしい実学で古典や知的なものではない→余暇・恋愛志向
 - “young gentlewomen might be instructed in all manner of **curious work**, as also reading, writing, musick, dancing, and the French tongue.”
- 女性雑誌の誕生（1770年）と女性寄宿学校の浸透→望ましい女性像の形成
 - (1) 社交好きで怠慢な妻ではない
 - (2) 夫と同等の権利を主張するフェミニストではない
 - (3) 夫の支える同伴者にして賢母
- ロマンティックな愛への不信、金銭目当ての縁組みへの嫌悪

独身生活

- 男性の結婚年齢が平均28歳。生涯独身者の数が増える。←結婚生活を支える資金がない。
- 性的リビドーを肉体鍛錬で昇化させる→戦争への意志
 - “the British Empire was not acquired in a fit of absence of mind, it was acquired in a fit of absence of women.”
- 女性家庭教師という身分の誕生

結論

- 家屋に、(1)溝垣、(2)廊下、(3)話をしない給仕が一般化する。
- 母乳育児、「ママ・パパ」を幼年・思春期の子供が使う、夫婦間の名前での呼びかけ、鞭打ちへの反対、女性教育の浸透
- 親類・地域ネットワークの弱体化、核家族内関係の強化
- 家系の連続と存続への無関心
- 夫と子供への愛情に引き裂かれる妻・母
- 上流階級におけるロマンティックな愛への欲求、性的充足←こういうものはそもそも幻想という警告
- しかし洗練された優しさと絶妙な感覚を女性が持つようになる
- 愛情が基本になったが、告白は男性からしかできない→女性は男性選択の余地が限られる
- 愛情により「心が一つ」なので、女性の自律が妨げられる
- 男性は幼児教育以来、女性に触れていないので、女性への扱い方を知らない

子供中心放任モード：子供が愛情を持って育てられる

- **子供観**
- (1)カルヴィニズム：原罪を背負っているから、子供の意志を徹底抑圧し、親に従わせる
- (2)ロック：白紙状態で生まれてくる。
- (3)潜在可能性は受胎時に決定
- (4)子供は善良だが、社会環境によって墮落する
-
- **子供への配慮**
- ロック：子供には恐怖と威嚇で臨み、熟した年齢には友愛で臨む→子供が成熟した時、親の権威は消滅する
- "He that would have his son have a respect for him and his orders must himself have a great reverence for his son." [実際にはJuvenalの詩句の要約]
- 命名：個性への無配慮は同一名前の繰り返しが廃れる
- 子供服：従来は6-7歳で大人と同じタイプの服装だったが、この慣習が崩れる
- 子供の本やゲームの誕生：道徳性よりも楽しさを前面に出した本
- 親への呼称：親しみを増す

核家族と恋愛の歴史 (8)

第9章 親子関係 (2)

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

避妊の普及

- (1)神学的にも道徳上も許されることという認識
 - 「産めよ、殖えよ」という神の命令
 - 子供は神からの祝福の印
 - 多産は神の意志
 - 避妊は「選ばれた教会成員」を減らす冒瀆
 - 子供を授かることは女性にとっての名誉
- (2)生殖を意図しない性的快楽は不当ではないという意識
- (3)多産のため妻の体力がもたない→夫の側から哀れみ→「性交中断」
- (4)費用便益分析(cost-benefit analysis)に基づき、一人の子供にかかる費用を増やし、また親の生活快適さを痛めない程度の子供の数を考える
- (5)避妊具・避妊剤の普及は18世紀。また墮胎は19世紀に行われていた形跡がある。

子供教育の変化

- 寄宿学校から家庭教育
- (1) 白紙の子供に悪い子どもたちを触れさせない
- (2) 子供に愛情を持って接する態度が増えてくる→甘やかされた子供の横暴も増える
 - “The first objective in the education of a child should be to acquire its affection, and the second to obtain its confidence. . . . The most likely thing to expand a youthful mind . . . is praise”
- (3) 学校での教師が起こす体罰への批判
- (4) コルセットへの批判→実際には、コルセットの他に、鉄製カラーを首に巻く→纏足の発想←個人の愛情が問題になるから体型が重要視される

子供養育法

- ミイラ巻き
- (1) ルソー：人間の自由を拘束する理不尽な道具
 - "The child is wrapped in swaddling bands, laid down with its head fixed, its legs stretched out, and its arms by its sides; it is wound round with linen and bandages of all sorts so that it cannot move."
-
- (2) イングランドではミイラ巻きが18世紀に終わる。
-

母乳

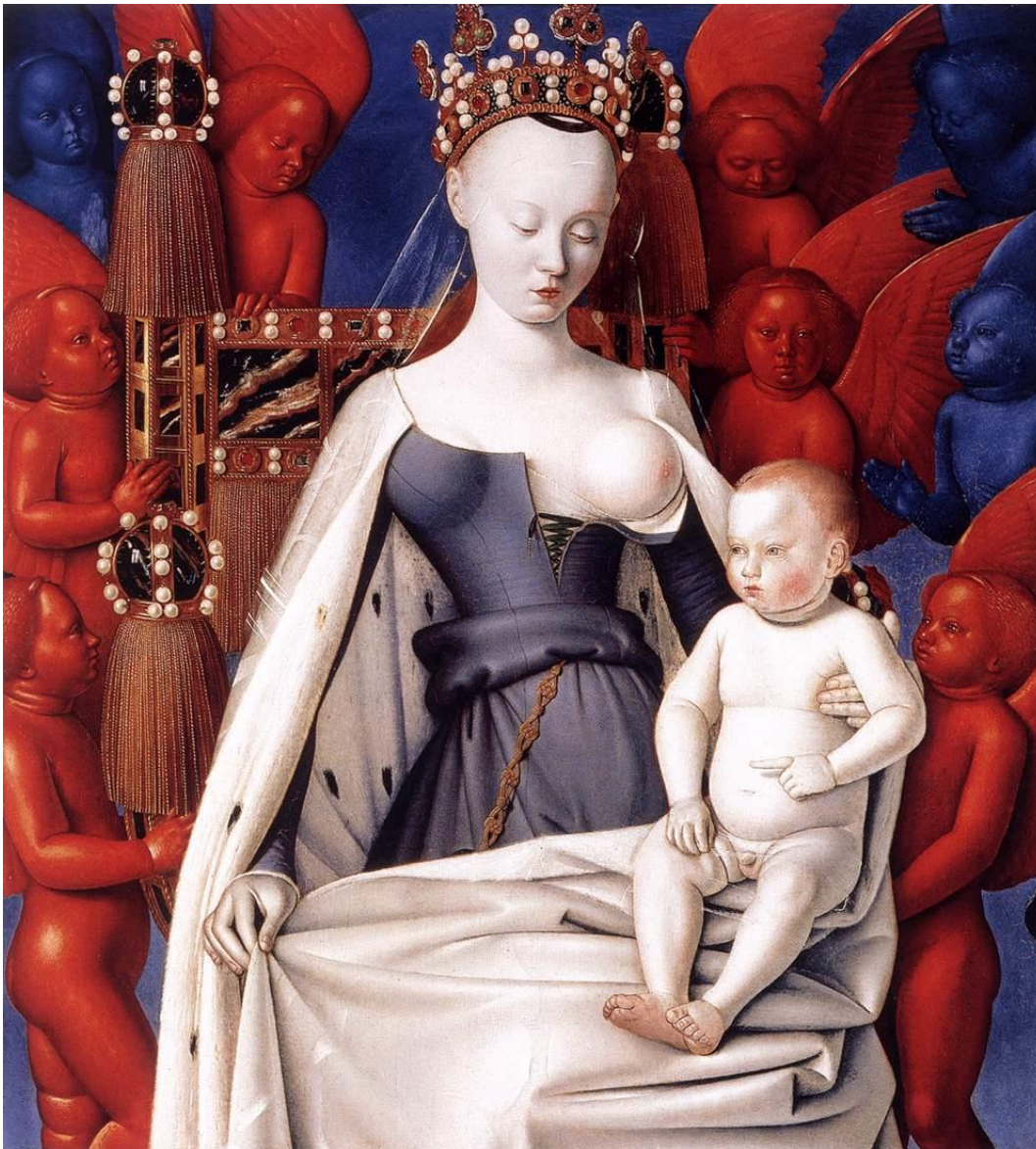
- (1) 母乳育児への抵抗要因：不規則になる睡眠、痛い乳首、崩れる乳房、夫の都合
 - “they[the husbands] refuse to let their wives suckle their children” (Mary Wollstonecraft)
-
- (2) 母乳育児は下流から上流階級へと広がっていく。[母乳期間は避妊になる]
-
- (3) 18世紀医学書も母乳育児を支持しだす。



anonymous Flemish painter
(18th century)



喜多川歌麿 18世紀後半



Virgin and Child
Surrounded by Angels

Jean Fouquet

c. 1450
Wood, 93 x 85 cm
Koninklijk Museum voor
Schone Kunsten,
Antwerp

子供養育変化と社会の枠組み

- 専門職をもった中産階級が家庭教育に興味を持つ
→上流階級にも普及する。
- 上流階級：(4)が強く、(3)と(2)も併せ持つ→そもそも上流階級は、寄宿学校に委託し、家庭教育なし。
- 中産下階級：(1)が徹底的に強い。子供は(2)ではありえない。
 - (1)カルヴィニズム：原罪を背負っている
 - (2)白紙状態で生まれてくる。
 - (3)潜在可能性は受胎時に決定
 - (4)子供は善良だが、社会環境によって墮落する
- 下流階級：墮胎・捨て子がかなりの数あった



Sir Joshua Reynolds. Mrs Henry Thrale with Her Daughter. 1777. Oil on canvas. 140.4 x 148.6 sm. Beaverbrook Art Gallery, Fredericton, New Brunswick, UK.



Jan Mijtens, family portrait, 1652, with the boys in "picturesque" dress.



Lady Cockburn and her Three Eldest Sons
1773 Oil on canvas, 141,5 x 113 cm
National Gallery, London



Lucas Cranach the Elder (German, 1472-
1553). Caritas, 1534. Mixed media on red
beechwood. 52 x 36 cm (20 1/2 x 14 3/16 in.).



Sir Joshua Reynolds. Mrs Richard Hoare and Child. 1763. Oil on canvas. 132.5 x 101.6 cm. Wallace Collection, London, UK.



Artist Bernaert van Orley (Netherlandish, born about 1488, died 1541/42)
Title Virgin and Child with Angels
Date ca. 1515
Medium Oil on wood
Dimensions 33 5/8 x 27 1/2 in. (85.4 x 69.9 cm)



Miss Price. 1769-70. Oil on canvas. 124.5 x 101.6 sm. Hatfield House, Herfordshire, UK



Unknown Materials and technique: Oil on panel
Dimensions: 89.4 x 68.4 cm
Bowes Museum: B.M.573
Portrait of a Child with

核家族と恋愛の歴史 (9)

第10章

性：上流階級の態度と振る舞い

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

序説

- (1)清潔感の変化：風呂に入らなかった17-8世紀→女性は局部を洗わなかった
- (2)性交の機会が限られていた
- 病気の期間が長かった→梅毒・淋病の危険
- 独身期間が長かった→生涯独身者の数も多かった
- (3)ロマンス（性交拒絶）の文学伝統
- (4)キリスト教禁欲主義

上流階級文化16-17世紀

- (1)近親相姦は獣姦・同性愛ほどにはとがめられない。
-
- (2)性の解説書が流行し出す。 [文献](#)
-
- (3)性にまつわる理解
- 精液は「適度」に放出されなくてはならない→胎児不良と気力喪失の原因
- 肉体的に活力がないと強い子供は生まれない
- 孟夏での性交は熱に影響されるのですべきではない。
-
- (4)健康のイメージ
- パイプにつまりがない。ボイラーのガス抜き
-
- (5)性に対する神学の嫌悪
- 妻が不倫を犯さないための性交
- 性交は生殖が目的→四旬節や日曜の性交は禁止。メソジストは日中の性交禁止
-
- (6)家系の存続願望、私物財産の家族内占有願望、名誉願望
- 男性は、結婚前に性的経験を持つことが許されるが、結婚後は一妻を守るのが原則。
-
- (7)思春期の自慰行為への極度の関心←子供への関心と同性愛への嫌悪が高まった結婚

上流階級の振る舞い16-17世紀

- 不倫は大きくとがめられなかった。→恥をさらす
- 私生児の産むことは教区の負担になるので厳しく罰金刑。
- エセックス州の例：4人に1一人の確立で訴えられる。姦淫はたいした罪とは考えられなかった。
- キス（口吻） をする習慣や猥雑な話題が日常的であった。
- 結婚式における指輪の交換

「高貴」な身分の振る舞い18世紀

- (1)融合：生殖と性交の融合
- (ア) 男子直系のための生殖（婚姻）
- (イ) 快楽や愛情のための性交（婚外）→宗教圧力の低減と仲間結婚の興隆
- →快楽肯定・性的欲望の解放へと社会風潮がシフト
- John Wilkes (1727–1797) *An Essay on Woman*
-
- (2)もともと従来型的美徳強調もあった。
- Daniel Defoe, *Conjugal Lewdness* (1727)
- Wetenhall Wilkes, *A Letter of Genteel and Moral Advice to a Young Lady* (1740). "Honest pleasures are not inconsistent with true modesty;
-
- (3)男女の不倫が上流から下流に浸透していく[「金曜日の妻たち」現象が起こる]。
 - 証言：
 - "In Oliver Cromwell's time, they were all precise, canting creatures. And no sooner did Charles the Second come over than they turned gay rakes and libertines." Thomas Sheridan (Boswell's London Journal, 23 Dec. 1762)

変化

- 16-17世紀中葉
 - 姦淫＝死罪
 - 女＝性欲に動かされる
 - 寝取られる＝嘲笑の対象
 - 夫にとっての姦淫＝宗教的罪
 - 妻の姦淫＝別居の理由
 - 夫の姦淫＝下賤な売春行為
 -
- | | 18世紀 |
|-------------------|------|
| 不倫＝個人の悲劇 | |
| 女性＝男に計画にはまる犠牲者 | |
| 妻の不倫＝夫への同情 | |
| 妻の不倫＝刑法の犯罪 | |
| 妻の不倫＝夫が寛容に対処すべきもの | |
| 夫の不倫＝情事あるいは愚行 | |

- “I was ever nice in my loves.--These were the rules I laid down to myself on my entrance into active life:--To set the mother above want, if her friends were cruel, and if I could not get her a husband worthy of her: to shun common women--a piece of justice I owed to innocent ladies, as well as to myself: to marry off a former mistress, if possible, before I took to a new one: to maintain a lady handsomely in her lying-in: to provide for the little-one, if it lived, according to the degree of its mother: to go into mourning for the mother, if she died.” Richardson, *Pamela Letter Xlviii Mr. Lovelace, To Joseph Lemam Monday, April 17*

不倫相手と性解放

- 夫：職業売春婦ではなく、破産した中産階級の家の娘
- 妻：既婚・未婚の男性→私生児への遺贈が遺書に記載されるようになる

- 文化としての性解放
 - James Grahamの「天国ベッド」celestial bed
 - 女性服で胸（ワイヤー）と尻（コルク）が大きく飛び出る
→シースルーと肉体線の強調
 - ポルノ文学・雑誌の登場：
 - James Cleland, *Memoirs of a Woman of Pleasure* (1748)
 - Thomas Rowlandsonの諧謔絵
- 同性愛が公共空間に出てくる
- 女性器への極度の関心

核家族と恋愛の歴史 (10)

第11章 中流上階級の態度と振る舞い

第12章 庶民の性的振る舞い

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

サミュエル・ピープス

- (1)23歳で、15歳の娘と結婚。14年間の生活
→妾と33年間過ごす。
- (2)性交は、夫婦喧嘩の後の和解の印
- (3)妻は病気がちであった
- (4)50人以上もの女性と関係があった。美女
を通りや劇場で探し、そっと追いかけてたりし
た。
- (5)発見：女性は性的関係を持ちたい
- (6)恐怖：梅毒、妊娠、過渡の性的快楽、妻
による発覚→内的葛藤
- (7)性を賄賂して昇進をえる、夫婦の上昇志向

性的文化

- (1)女性ランジェリーは19世紀。17世紀は女性は体を触れられやすかった
- (2)「国王と宮廷は、博奕、篤信、淫蕩、飲食、世にある限りの忌まわしい悪徳に前代未聞の耽り方をしている。」

ジェイムズ・ボーズウェル

- (1) 宗教の遍歴→カルヴィニズム、カトリック、理神論 (Rousseau)、アングリカン、懐疑論者 ([John Wilkes](#), Voltaire)、無神論者 (David Hume)
- (2) 社会的立身出世心がない→文学・演劇好き
- (3) 強度の性欲→約20-29人の女性、60人の娼婦と関係
- (4) 妻が愛情の対象→妻は夫の女性関係を許す→女性は愛情があればよい
 - “She is my best friend and the most generous heart.”
 - “I thought of my valuable wife with the highest regard and warmenst affecton.”
- (5) 淋病に再三苦しむ→治療は水銀と樟脳軟膏

18世紀の性文化

- (1) 処女には手を出さない
- (2) 子供が産まれたら、経済的保障はする
- (3) 性病を重要視しない
- (4) 避妊具は手に入りにくかった
- (5) 性的関係は、女優、衣料品商店の娘と持ちやすい

庶民の性的振る舞い

- (1) 女性の貞操は重視されない→性的関係を持つ機会がbundlingとしてあった。
- (2) 誕生・結婚・死の境界記録の事務付けは1538年
- (3) 私生児が18世紀から急上昇
- 教会・村落共同体の絆が崩れていった
 - 名誉の感覚が廃れていく→個人の宗教的罪と刑法の犯罪とは別控
 - 子供が両親の規範を信じなくなる→工業化によりcottage industryが起こり、最低生活水準ギリギリの賃金収入←農業の衰退
 - 性交は婚約後という慣例が広まる
- (4) 結婚年齢が上昇→性的抑圧の高まり、娼婦数の上昇
- (5) 18世紀末から、日曜学校などを通じた性的規範が浸透し出す

核家族と恋愛の歴史 (11)

第13章 事実、解釈、1800年以降の発展

Lawrence Stone, *The Family, Sex, and Marriage in England 1500-1800*

2010年度前期
鈴木繁夫

変化の事実：1500-1800

■ 特徴

- (1) 幼児死亡率が高い 30-50%
- (2) 結婚期間は20年
- (3) 祖父祖母はほとんどいない
- (4) 個々人への感情移入を避ける→子供養育の放置
- (5) 結婚率が低い
- (6) 結婚年齢が高い→性的欲望の抑圧期間が長い→節制の風潮
- (7) 人口増加が少ない
- (8) 1500-1800年間に変化したのは、町のブルジョワと地方の地主

家族形態の変化:中世後期から16世紀まで

- プライバシーがない、夫婦間の私的交わりが薄い
- 根拠：
 - (1)死が迫る
 - (2)強制的縁組み
 - (3)女性の従属
 - (4)子供の養育を両親が担当しない
 - (5)子供への厳しいしつけ→他人への不信、暴力への訴え

家族形態の変化：16世紀後期から17世紀まで

- 核家族化と感情関係の誕生。
- 愛情への要請と上下関係の強調というよじれ
- 根拠：
 - (1) 親戚関係や主従関係の衰退
 - (2) 国家への忠誠が血族への忠誠に勝る
 - (3) 神と人間との上下関係が家庭内に持ち込まれる→秩序へのこだわり
 - (4) カトリック的教会の一枚岩体制が崩れる
 - (5) 科学発見による古典知識への不信
 - (6) 人の移動が高くなる→人間のアトム化
 - (7) 不安ベースの社会になり、犯罪や逸脱への厳罰化
 - (8) 不安を慰撫する装置として、黙従Passive Obedienceと王権神授
 - (9) 下流階級は夫婦共同で労働していたが、上下関係はあった

家族形態の変化：17世紀後期

- 情感個人主義の影響を受ける町のブルジョワと地方地主
- 根拠：
 - (1)両親よりも自分の意志で配偶者を決定
 - (2)配偶者選択基準として、愛情の持続が占める
 - (3)配偶者選択基準として、持参金などの物財は首位を占めない
 - (4)個々人が家族内の上下関係からより自由になる
 - (5)両性の教育の平等、子供観での材再配分への配慮
 - (6)町のブルジョワと地方地主妻は家の職業・仕事に就かない
 - (7)妻は母として子供養育に関わる
 - (8)個人化は、身体や体臭にまで及び、近代マナーとエチケットが確立していく
 - (9)古典知識やダンスなどの技芸が尊ばれる
 - (10)「性」の担当が娼婦から妻になる
 - (11)姦淫が、夫・妻ともにきわめて一般化
 - (12)下流階級は婚前の性的関係は当たり前

家族形態の変化: 18世紀

- 家族機能は低下するが、家族間の情感・セックス負荷が高まる。
- 表面上、家族は道徳・宗教から聖化され、機能は過小視される。
- 子供の授かりは神の意志ではなく避妊の有無による。

変化への解釈：1500-1800

- ストーンの立場：
- 情感個人主義が社会制度を変えていった。
-
- [Robert Nisbet](#)理論：脱皮発達
- 近代の誕生は伝統的な五価値の頹落が原因。
 - (1)共同体の感覚 (2)権威への尊重 (3)社会秩序の安定 (4)聖なるものという概念 (5)伝統的な諸価値の喪失

変化への解釈：エンゲルス理論：工業資本

- (1)資本主義の理念：達成の必要、画一性重視、職務の個別化、移動の自由
- 伝統主義の理念：帰属、組織内多様性、職務境界の曖昧、移動禁止
- (2)資本家と労働者の契約関係が、結婚関係にも浸透する。
-
- ストーンによる反論
 - (1)ブルジョワや地主階級に近代結婚の携帯が顕著に見られる。労働者階級にではない。
 - (2)産業革命以前にイングランドやニューイングランドで見られる。
 - (3)主婦は工場労働によって家庭からはがされたわけではない。
 - (4)女性の工場労働本格的参入は1820年で、これらの女性は独身。
 - (5)工業資本は子供の工場労働を可能にし、子供が家庭を経済的に助ける
→出生率の増加
 - (6)工場労働は核家族や血縁家族に関係なく機能する。
 - (7)ブルジョワと地主に情感個人主義が浸透したことは、資本主義の精神と関係しても、工業化とは無関係

変化への解釈： トクヴィル理論：個人主義

- 民主主義尊重の精神（個人間の平等）
- プロテスタンティズムと自己統治の権利による個人の自由
- ストーンによる反論
- (1)中産階級には、文化教育を受け、十分な蓄財があった。

1800年以降の家族形態

- (1) 情感個人主義を留保しつつ、厳しい道徳、父権の尊重、性的抑圧が浸透していく
- <一触即発の親密さ> explosive intimacy → いつ本音が道徳・宗教の外装を破るのかわからない核家族の人間関係
- (2) この傾向は1870年代から崩れ、情感のみが重視されるようになる。
-
- 現象
- (1) 死亡率の減少
- (2) 結婚期間の延長 → 50年 → 離婚率の増加
- (3) 子供の養育は両親が担当
-

一般的結論

- 現代家族は普遍的なものではない：
- (1)自己中心 (2)内向的 (3)情感の絆 (4)性的に自由 (5)子供中心
-
- 現代家族が個人の幸福や社会の善をもたらす最高の制度というわけではない
- 問題点
- (1)老人への尊敬が消える
- (2)妻が血縁・地縁のささえを失う
- (3)家系軽視は自己同一性を歴史の中で位置づけられない
- (4)かつては職業に就いていた年齢の若者たちに、現在では社会的責任を負わせない
- (5)家庭内で育つ子供は社会化されていない
- (6)共同体の作業（祭り、布施）がなおざりにされる→貧民のホームレス化
-

未来家族像

- (1) 家族構造が柔軟
- (2) 情感や性による結びつきが薄くなる
- (3) 一過的な家族
- (4) 子供の養育は他人に任せる→歴史は繰り返す